

## 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3( I -9-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること( I -9-1) 基本目標 I :安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標: 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		<b>担当 部局名</b>	保険局総務課	<b>作成責任者名</b>	保険局総務課長 榑原 毅
<b>施策の概要</b>	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。</p> <p>○ また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中で、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、</p> <p style="margin-left: 20px;">① 保険適用、保険料の徴収や給付の適正化等により医療保険財政の安定化を図るとともに、</p> <p style="margin-left: 20px;">② レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等、データヘルスの推進により健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図る。</p> <p>○ 具体的には、以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム)や介護DBなどの各種データベースで保有する健康・医療・介護情報を連結して分析可能とする環境整備に向けた取組を行う。(データヘルス分析関連サービス)</li> <li>・ データヘルス計画に基づいて実施される個別の保健事業の実態把握・分析等を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行う。(データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析)</li> <li>・ データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。(大規模実証事業)</li> <li>・ 被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。(高齢者医療運営円滑化等補助金)</li> <li>・ 被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援する。(国民健康保険保険者努力支援交付金) 等</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 上記に加え、人生100年時代の到来と現役世代の減少という新たな少子高齢化の進行を見据えながら、医療保険制度を将来世代に引き継いでいく必要があることから、「全世代型社会保障改革の方針」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、団塊の世代が後期高齢者となるタイミングにおいて、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の安心を広く支えるための改革を着実に実施するため、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を令和3年通常国会に提出し、成立した。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ この他、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険等の保険料の減免を行った市町村等に財政支援を行う。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業縮小した医療機関等が独立行政法人医療福祉機構等からの融資を受けるまでの対策として、令和2年6月に審査支払機関から診療報酬等の一部概算払いが行われるよう、審査支払機関が市中銀行から必要な資金を借り入れた際の利子等について、国庫補助を行う。</li> </ul>					
<b>施策実現のための背景・課題</b>	1	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等による医療費の増大が進み、また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。</p> <p>○ 健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図るためには、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等データヘルスの推進を図る必要がある。</p>				
	2	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。</p> <p>○ こうした中で、医療保険財政の安定化を図るため、各保険者により、適正な運用・徴収・給付が実施される必要がある。</p>				
<b>各課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>			<b>達成目標の設定理由</b>		
	目標1 (課題1)	データヘルスの推進による保険者機能の強化		<p>保険者は、加入者の立場に立って健康の保持増進を図り、もって病気の予防や早期回復を図る役割が期待されている。医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険者とその役割に基づき、レセプトや健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業を行い、国民の予防健康づくりを推進することで、医療費を適正化していくことが必要であるため。</p>		
	目標2 (課題1)	保険者による適用・徴収・給付適正化等による医療保険財政の安定化		<p>医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険の適用、保険料の徴収や給付の適正化等につとめることで、医療保険財政の安定化を図ることが必要であるため。</p>		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体等(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野02,19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本取組は保険者がレセプトや健診情報等のデータを活用して行うことを想定している。また、生活習慣病は放置すると様々な合併症を引き起こし、医療費への影響が大きいため、その重症化予防が重要であるとされている。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。  目標値・目標年度については新経済・財政再生計画 改革工程表で設定されているものと同じである。
	市町村	-	-	1,500	令和3年度	800	-	-	1,500	1,500	-
					1,003	1,180	1,292	1,412			
後期高齢者広域連合	-	-	47	令和3年度	24	-	-	47	47	-	
				31	32	45	47				
2	データヘルス計画の作成状況(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	データヘルス計画は、保険者がレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するために作成するものであり、国民の予防健康づくりに資する。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。  各保険者においては、平成29年度中に第2期データヘルス計画(平成30～令和5年度)を作成することとなっているが、平成29年度中に作成が間に合わない場合は、平成30年度以降も作成することになり、平成29年度以降も数値が変化する可能性があるため、目標年度は毎年度、目標値は前年度以上とする。
	健康保険組合	-	-	100%	令和5年度	前年度(99.6%)以上	前年度(100%)以上	前年度(99.6%)以上	前年度(99.7%)以上	前年度(99.4%)以上	(参考)令和2年度実績値99.4%は分母:令和2年度健康保険組合総数(1389組合)、分子:令和2年度末までに第2期データヘルス計画を作成している健康保険組合数(1380組合)から算出したもの。
					100%	99.6%	99.7%	99.4%			
	全国健康保険協会	-	-	100%	令和5年度	100%	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	(参考)令和2年度実績値100%は分母:全国健康保険協会の47支部、分子:データヘルス計画を作成している全国健康保険協会の支部数(47支部)から算出したもの。
					100%	100%	100%	100%			
	市町村国保	-	-	100%	令和5年度	前年度(65.9%)以上	前年度(85.4%)以上	前年度(94.9%)以上	前年度(98.1%)以上	前年度(99.0%)以上	(参考)令和2年度実績値99.0%は分母:市町村国保保険者総数(1716保険者)、分子:データヘルス計画を作成している市町村国保保険者数(1698保険者)から算出したもの。
				85.4%	94.9%	98.1%	99.0%				
国保組合	-	-	100%	令和5年度	前年度(50.3%)以上	前年度(54.9%)以上	前年度(68.1%)以上	前年度(87.0%)以上	前年度(91.3%)以上	(参考)令和2年度実績値91.3%は分母:国保組合総数(161組合)、分子:データヘルス計画を作成している国保組合数(147組合)から算出したもの。	
				54.9%	68.1%	87.0%	91.3%				
後期高齢者広域連合	-	-	100%	令和5年度	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	(参考)令和2年度実績値100%は分母:後期高齢者広域連合総数(47広域連合)、分子:データヘルス計画を作成している後期高齢者広域連合数(47広域連合)から算出したもの。	
				100%	100%	100%	100%				

3	健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野18】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	前年度以上	毎年度	500社	-	-	500社	前年度以上	保険者が、より効果的、効率的にデータヘルスを実施していくためには、事業主と役割分担や職場環境の整備等、積極的に連携していくことが重要である。本指標は経済産業省が調査を行い、取り組んでいるものであるが、厚生労働省としても、健保組合等のデータヘルスを推進するために、健保組合等が事業主と連携することを促している。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。  目標値・目標年度については新経済・財政再生計画 改革工程表と日本健康会議2025新宣言で設定されているものと同じである。
						539社	818社	1,476社	1,794社		
4	協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野18】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	前年度以上	毎年度	1万社	-	-	3万社以上	前年度以上	保険者が、より効果的、効率的にデータヘルスを実施していくためには、事業主と役割分担や職場環境の整備等、積極的に連携していくことが重要である。本取組は、事業主に「企業全体で健康づくりに取り組む」ことを宣言してもらい、その取組みのサポートを協会けんぽが行うものであり、保険者と事業主の連携の第一歩とされている。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標としては選定した。  目標値・目標年度については新経済・財政再生計画 改革工程表で設定されているものと同じである。
						23,074社	35,196社	51,126社	58,597社		
達成手段1		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額								
(1)	医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野2,5,6,7,17,18,51 ii, ⑦ v】	9兆8,000億円	9兆9,904億円	9兆8,503億円	1	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合: 協会けんぽ: 164/1000、市町村国保: 32/100及び9/100、後期高齢者医療: 3/12及び1/12 等) もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。					2021-厚労-20-0321
(2)	健康保険組合事務費負担金 (大正15年度)	27億円	27億円	27億円	-	健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金。事務費負担金は、各健康保険組合の被保険者数に応じて負担することになっているが、社会保障関係費の量的縮減目標に資するため、平成10年度から20年度までは対象経費の1/4を削減し、平成21年度以降は1/2を削減している。					2021-厚労-20-0329
(3)	医療保険統計分析等経費 (昭和29年度)	2百万円	2百万円	3百万円	-	医療保険各制度の事業状況等を把握し、月報・年報等について取りまとめ公表する。もって各制度の事業状況等を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。					2021-厚労-20-0336
(4)	医療保険実態調査費 (昭和37年度)	27百万円	2百万円	2百万円	-	各制度の年齢構成や保険料賦課状況等を把握し、実態調査報告書として取りまとめ公表する。もって医療保険各制度の実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。					2021-厚労-20-0337
(5)	行政指導費 (昭和40年度)	59百万円	59百万円	59百万円	-	主意書及び会議資料の印刷にかかる費用を支出する。職員が使用する保険制度資料等を作成し、効率的かつ円滑に事業を行うことを目的とする。					2021-厚労-20-0330
(6)	医療保険制度改正経費 (昭和46年度)	416百万円	374百万円	394百万円	-	・制度改正に伴う法律改正に係る法律案を作成し、印刷会社へ印刷製本を発注し、国会へ提出する。 ・保険局が主催主体となる検討会、有識者会議を開催する。 上記により、法律・政令等の法案の印刷及び制度改正資料を作成し、国民への制度改正内容等の周知の徹底、その他、保険局職員の円滑な業務に寄与している。					2021-厚労-20-0348
(7)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	6百万円	7百万円	7百万円	1,2,5,6,7	①国民健康保険事業の発展に資する活動で、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、当該活動の前進、拡大を図る。 ②都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議の開催、研修や講演の実施等とおして、国民健康保険の適切な運用の在り方等を周知することにより、医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している					2021-厚労-20-0333
(8)	国民健康保険団体連合会等補助金 (昭和52年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野2,5,6,7,39 iii】	39億円	40億円	41億円	1,2	国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が行う国保保険者の共同の目的を達成するための事業に対し、国庫負担を行う事業(国民健康保険団体連合会等補助金)を実施している。もって国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。					2021-厚労-20-0327
(9)	医療費供給面統計システム (平成8年度)	47百万円	48百万円	100百万円	-	医療供給サイドからの医療費データを収集し、体系的に管理することにより、医療機関の種類、規模別や制度別、被保険者・被扶養者別等に医療費の動向を分析する。もって制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定に寄与している。					2021-厚労-20-0349
(10)	医療費情報総合管理分析システムに 要する経費(平成8年度)	840百万円	392百万円	411百万円	-	医療保険の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系的に管理することにより、医療費分析を迅速かつ的確に行う。医療保険各制度の事業状況並びに実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。					2021-厚労-20-0356

(11)	レセプト電算処理システムの推進に必要な経費 (平成12年度)	686百万円 551百万円	831百万円 809百万円	717百万円	-	・診療報酬請求については、平成21年11月の請求省令改正により、完全義務化から原則化とし紙媒体による請求も可能となったが、保険医療機関等、審査支払機関及び保険者を通じた電子レセプト請求の促進を進める。 ・「高齢者の医療の確保に関する法律」により、レセプト情報・特定検診等情報を収集し、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査及び分析を進める。また、正確なエビデンスに基づく施策の推進のために利用する行政機関や、医療サービスの質の向上等を旨とした研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供を行う。	2021-厚労-20-0357
(12)	保険医療機関等管理システムに要する経費 (平成20年度)	886百万円 498百万円	879百万円 759百万円	1,672百万円	-	・保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報について、地方厚生(支)局等において効率的に管理する。もって適正な医療保険制度の運営に寄与している。	2021-厚労-20-0358
(13)	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 (平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野2.5.6.7】	30億円 25億円	94億円 32億円	66億円	-	糖尿病性腎症重症化予防等の保険者等が行う事業及び都道府県ごとに組織される保険者協議会において実施する各医療保険者等のデータヘルス事業や、都道府県内の医療費分析等の事業について補助するものである。こうした保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0322
(14)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	56億円 56億円	50億円 50億円	50億円	1.2.7.8	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康診査、医療費適正化及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0323
(15)	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金 (平成20年度)	12億円 12億円	12億円 12億円	13億円	-	後期高齢者医療制度に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会が行う事業(第三者求償事業、レセプト電算処理システム推進事業等)に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0324
(16)	高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野2.5.6.7.17.18】	746億円 741億円	808億円 756億円	776億円	2.3.4.5.6	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0325
(17)	DPCデータベース管理運用システム等に要する経費 (平成26年度)	205百万円 155百万円	224百万円 177百万円	180百万円	-	DPCデータの一元管理及びDPCデータの利活用を可能とするためのデータベースを運用し、第三者提供を行う。もって医療サービスの質の向上に寄与している。	2021-厚労-20-0370
(18)	医療介護総合確保促進会議に要する経費 (平成27年度)	4百万円 1百万円	4百万円 1百万円	4百万円	-	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の策定等に当たって、関係者の意見を反映させるための会議を開催する。もって安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。	2021-厚労-20-0366
(19)	地域における医療・介護の連携強化の調査研究事業 (平成27年度)	31百万円 22百万円	28百万円 27百万円	28百万円	-	地域における医療と介護の連携を強化するための調査研究事業を実施する。もって安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。	2021-厚労-20-0367
(20)	データヘルス分析関連サービス (平成30年度)	1,003百万円 310百万円	1,543百万円 1,156百万円	888百万円	-	NDBは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、レセプト情報と特定健診等データの匿名化情報を保険者から収集し、医療費適正化計画の作成・実施及び評価のための調査分析を行うとともに、これらの情報を行政機関や医療サービスの質の向上等を旨とした研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して提供することにより、国民の健康増進と医療費適正化の推進に寄与している。本事業は、NDBの性能を向上させるとともに、介護データベースとの連携の機能を整備することにより、さらに健康・医療・介護分野での保健医療データの研究活用の推進等につながる。	2021-厚労-20-0373
(21)	データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析 (令和2年度)	- -	17百万円 10百万円	17百万円	-	データヘルス計画及び当該計画に基づく個別の保健事業の実態把握・分析を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行うことにより、国民健康保険の加入者の予防・健康づくりを推進する。	2021-厚労-20-375
(22)	大規模実証事業に必要な経費 (令和2年度)	- -	2.9億円 1.2億円	1.5億円	-	「経済財政運営と改革の基本方針」(令和元年6月21日閣議決定)において、「データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う」とされていること等を踏まえ、制度改革に必要なエビデンスの収集等を行うことを目的としている。 具体的には、令和元年度に統計学の有識者を交えて事業の内容を検討した上で令和2年度から実証を実施する。	2021-厚労-20-376
(23)	40歳未満の事業主健診情報の活用に向けたシステム構築の支援 (令和3年度)	- -	- -	40百万円	-	「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、「関係府省庁は、PHRの拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。」とされていること等を踏まえ、制度改革に必要な調査研究・システム改修等を行うことを目的としている。 具体的には、特定健診以外(40歳未満)の事業主健診情報をマイナポータル等を通じて自身の保健医療情報として閲覧可能とするため、当該情報を保険者に集約し、保険者から支払基金に登録するためのシステム構築に向けた調査研究等を行う。	2021-厚労-20-0027

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政状況を参照するための指標として選定した。各医療保険者の財政運営は個別に行われるため、各年度において全体の目標値を立てることは困難であることから前年度以下とした。
健康保険組合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度(38.8%)以下 41.6%	前年度(41.6%)以下 30.4%	前年度(30%)以下 34.9%	前年度以下 33.0%(見込)	前年度以下	令和2年度見込値35%は分母:健康保険組合総数(1,388組合)、分子:総収支差が赤字の健康保険組合数(458組合)から算出したもの。
市町村国保	-	-	前年度以下	毎年度	前年度(7.5%)以下 4.5%	前年度(4.5%)以下 0%	前年度(0%)以下 0%	前年度以下 集計中(R4年7月 目途公表 予定)	前年度以下	(参考)令和元年度実績値0%は分母:市町村国保総数(47都道府県)、分子:総収支差が赤字の市町村国保数(0都道府県)から算出したもの。 ※平成30年度以降、市町村国保の財政責任は都道府県が担うこととなっているため、各都道府県における国保特別会計と、各都道府県管内の市町村における国保特別会計を合計した上で算出している。
国保組合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度(59.1%)以下 38.9%	前年度(38.9%)以下 35.8%	前年度(35.8%)以下 50.6%	前年度(50.6%)以下 集計中(R4年7月 目途公表 予定)	前年度以下	(参考)令和元年度実績値50.6%は分母:国保組合総数(162組合)、分子:総収支差が赤字の国保組合数(82組合)から算出したもの。
後期高齢者広域連合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度(0%)以下 0%	前年度(0%)以下 0%	前年度(0%)以下 0%	前年度以下 集計中(R4年7月 目途公表 予定)	前年度以下	(参考)令和元年度実績値0%は分母:後期高齢者広域連合総数(47広域連合)、分子:総収支差が赤字の後期高齢者広域連合数(0広域連合)から算出したもの。
各医療保険制度の経常収支(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政状況を参照するための指標として選定し、収支の均衡を保つことを目標値とした。
健康保険組合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 1,351億円	収支の均衡を保つ 3,052億円	収支の均衡を保つ 2,498億円	収支の均衡を保つ 2,952億円(見込)	収支の均衡を保つ	(参考)令和2年度見込値2,952億円は健康保険組合連合会が提出する令和2年度決算見込を参照したもの。
健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(99.97%)以上 100%	前年度(100%)以上 100%	前年度(100%)以上 99.97%	前年度以上 99.64%(見込)	前年度以上	(参考)令和2年度見込値99.64%は分母:保険料決定額(8,185,785,225千円)、分子:保険料収入額(8,157,120,605千円)から算出したもの。
全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(98.0%)以上 98.2%	前年度(98.2%)以上 98.3%	前年度(98.3%)以上 98.4%	前年度(98.4%)以上 96.8%	前年度(96.8%)以上	(参考1)平成27年度実績:97.8%、平成28年度実績:98.0% (参考2)令和2年度実績値96.8%は分母:調定額(10,766,494,601,893円)/分子:収納額(10,423,457,989,073円)から算出したもの。

国保組合	-	-	収支の均 衡を保つ	毎年度	収支の均 衡を保つ 245億円	収支の均 衡を保つ 315億円	収支の均 衡を保つ 125億円	収支の均 衡を保つ 集計中 (R4年7月 目途公表 予定)	収支の均 衡を保つ	(参考)令和元年度実績値125億円は国保組合が提出する令和元年度決算を参照したもの。
後期高齢者広域連合	-	-	収支の均 衡を保つ	毎年度	収支の均 衡を保つ 4,350億円	収支の均 衡を保つ 4,351億円	収支の均 衡を保つ 3,607億円	収支の均 衡を保つ 集計中 (R4年7月 目途公表 予定)	収支の均 衡を保つ	(参考)令和元年度実績値3,607億円は後期高齢者広域連合が提出する令和元年度決算を参照したもの。
各医療保険制度における保険料(税)の 収納率 (アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの保険料(税)収納の適正化状況を参照するための指標として選定した。各医療保険者の保険料(税)収納は個別に行われるた め、各年度において全体の目標値を立てることは困難であることから前年度以下とした。
健康保険組合	-	-	前年度以 上	毎年度	前年度 (99.97%) 以上 100%	前年度 (100%)以 上 100%	前年度 (100%)以 上 99.97%	前年度以 上 99.64%(見 込)	前年度以 上	(参考)令和2年度見込値99.64%は分母:保険料決定額(8,185,785,225千円)、分子:保険料収入額(8,157,120,605千円)から算出したもの。
全国健康保険協会	-	-	前年度以 上	毎年度	前年度 (98.0%)以 上 98.2%	前年度 (98.2%)以 上 98.3%	前年度 (98.3%)以 上 98.4%	前年度 (98.4%)以 上 96.8%	前年度 (96.8%)以 上	(参考1)平成27年度実績:97.8%、平成28年度実績:98.0% (参考2)令和2年度実績値96.8%は分母:調定額(10,766,494,601,893円)/分子:収納額(10,423,457,989,073円)から算出したもの。
市町村国保	-	-	前年度以 上	毎年度	前年度 (91.92%)以 上 92.45%	前年度 (92.45%)以 上 92.85%	前年度 (92.85%)以 上 92.92%	前年度 (92.92%)以 上 集計中 (R4年7月 目途公表 予定)	前年度以 上	(参考1)平成28年度実績:91.92% (参考2)令和元年度実績値92.92%は分母:調定額(2,632,596,013千円)、分子:収納額(2,446,152,561千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。
国保組合	-	-	前年度以 上	毎年度	前年度 (99.96%)以 上 99.97%	前年度 (99.97%)以 上 99.97%	前年度 (99.97%)以 上 99.97%	前年度以 上 集計中 (R4年7月 目途公表 予定)	前年度以 上	(参考1)平成28年度実績:99.96%、平成29年度実績:99.97% (参考2)令和元年度実績値99.97%は分母:調定額(543,025,902千円)、分子:収納額(542,852,750千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。
後期高齢者広域連合	-	-	前年度以 上	毎年度	前年度 (99.32%)以 上 99.36%	前年度 (99.36%)以 上 99.40%	前年度 (99.40%)以 上 99.40%	前年度以 上 集計中 (R4年7月 目途公表 予定)	前年度以 上	(参考1)平成27年度実績:99.28%、平成28年度実績:99.32% (参考2)令和元年度実績値99.40%は分母:調定額(1,294,227,102,229円)/分子:収納額(1,286,453,651,023円)から算出したもの。

7

8	各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野2.5.6.7.19.54】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品差額通知の実施により、後発医薬品の使用が促進され医療費の適正化につながることを期待される。したがって、保険者による給付適正化状況を参照するための指標として選定した。</li> <li>後発医薬品差額通知を実施する保険者割合(数)については、保険者が各保険者や各地域における実情を踏まえて取組を行うため、具体的な最終目標の設定が困難である。</li> <li>また、改革工程表では、「後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者」の割合を目標に設定しているが、本指標の目標は設定されていない。</li> <li>同様に、各年度において目標値を立てることも困難であることから、その数値を前年度以上とすることを目標値とした。なお、後発医薬品差額通知の取組については、後期高齢者支援金の加減算制度や保険者努力支援制度等において別途評価している。</li> </ul> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと類似の指標を測定指標として設定】</p>
	健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(68.3%)以上	前年度(72.00%)以上	前年度(74.40%)以上	前年度(78.10%)以上	前年度以上	<p>(参考1)平成27年度実績:65.1%・平成28年度実績:68.3%(平成26年度実績:68.53%) (参考2)令和元年度実績値78.10%は分母:全数調査に回答した健康保険組合総数(1,379組合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしていると全数調査で回答した健康保険組合数(1,022組合)から算出したもの。</p>
	全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	100%	<p>(参考1)平成27年度実績:100%、平成28年度実績:100% (参考2)令和元年度実績値100%は分母:全国健康保険協会の47支部、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている全国健康保険協会の支部数(47支部)から算出したもの。</p>
	市町村国保	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(95.57%)以上	前年度(96.68%)以上	前年度(98.08%)以上	前年度(98.60%)以上	前年度以上	<p>(参考1)平成27年度実績:92.4%、平成28年度実績:95.6% (参考2)令和元年度実績値98.60%は分母:市町村国保総数(1,716市町村)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている市町村国保数(1,692市町村)から算出したもの。</p>
	国保組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(63.8%)以上	前年度(69.33%)以上	前年度(75.31%)以上	前年度(80.25%)以上	前年度以上	<p>(参考1)平成27年度実績なし、平成28年度実績:63.8% (参考2)令和元年度実績値80.25%は分母:国保組合総数(162組合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている国保組合数(130組合)から算出したもの。</p>
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度以上	<p>(参考1)平成27年度実績:97.87%(46/47広域連合)、平成28年度実績:100%(47/47広域連合) (参考2)令和元年度実績値100%は分母:後期高齢者広域連合総数(47広域連合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている後期高齢者広域連合数(47広域連合)から算出したもの。</p>
9	後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野54】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 ※令和2年度まで	47%	平成25年度	80%	令和2年度	70%	/	/	80%	-	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「2020年(令和2年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」とされていることから、指標として設定した。</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>
	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野54】(アウトカム) ※令和3年度以降	69.70%	令和元年度	80%	令和5年度	/	/	/	72.2%	74.7%	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体手で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」とされていることから、指標として設定した。</p>

達成手段2		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(24)	保険料等交付金に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (平成20年度)	106,098億円	110,154億円	109,262億円	6	国において徴収した保険料等を毎月定期的に遅滞なく全国健康保険協会へ保険料等交付金として交付しており、安定的な保険財政に寄与している。	2021-厚労-20-0360
		105,236億円	104,477億円				
(25)	国民健康保険組合事務費負担金 (昭和21年度)	22.6億円	22.1億円	22.0億円	5.6	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(事務費負担金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0355
		22.6億円	22.1億円				
(26)	過誤納保険料の払い戻し等に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (昭和22年度)	30億円	39億円	44億円	6	国において徴収した保険料について、被保険者の資格・標準報酬月額に関する手続きが遑及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合にはあらかじめ納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行うもの。	2021-厚労-20-0361
		29億円	34億円				
(27)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬剤師等病棟業務実態調査費) (平成23年度)	11百万円	11百万円	7百万円	5.6	全病院から抽出した保険医療機関を対象に、勤務医の薬物療法関連についての負担意識や薬剤師の病棟における業務の状況等についてアンケート調査を行い、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。  中央社会保険医療協議会の平成30年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見において、「今回改定で再編・統合した急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料、療養病棟入院基本料等(救急医療に関する評価を含む。)」に係る、在宅復帰・病床機能連携率、重症度、医療・看護必要度、医療区分、リハビリテーションの実績指数等の指標及び看護職員の配置の状況について調査・検証するとともに、特定機能病院入院基本料等のその他の病棟の評価体系も含めた、入院医療機能のより適切な評価指標や測定方法等、医療機能の分化・強化、連携の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること。」とされているところであり、薬剤師や関係職種の病棟配置やチーム医療への貢献に関する評価方法について検討・検証するために、薬剤師や関係職種の病棟業務に係る実態等の調査を行う。	2021-厚労-20-0362
		2百万円	0百万円				
(28)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬局のかかりつけ機能に係る実態調査費) (平成23年度)	11百万円	11百万円	8百万円	5.6	全保険薬局から抽出した施設を対象として、在宅患者に対する訪問薬剤管理指導その他の薬剤師の関わり方等、薬局のかかりつけ機能、医療提供体制に関する書面調査を行う。 地域医療における薬局のかかりつけ機能をさらに強化するため、これまで行ってきた調剤報酬改定を踏まえた薬局における患者への指導等の実態等を調査し、課題等を明らかにするとともに、訪問薬剤管理指導の実態やあるべき姿、現場での新たなニーズなどを調査し、次回診療報酬改定に向けて、評価体系を整理することができる。	2021-厚労-20-0363
		4百万円	4百万円				
(29)	医療技術の費用対効果の評価するために必要な経費 (平成25年度)	1,001百万円	1,267百万円	1,517百万円	5.6	平成31年度より医薬品・医療機器の償還価格設定について費用対効果評価の実施が制度化された。高額な医薬品や医療機器の増加が想定される中で、それらの医療技術の効率性(費用対効果)について精緻に評価を行い、償還価格について検討を行う。また評価対象品目の拡充等も求められている中で、その実施体制等の充実を行う。	2021-厚労-20-0364
		603百万円	748百万円				
(30)	診療内容及び薬剤使用状況調査費 (昭和25年度)	9百万円	9百万円	9百万円	5.6	医薬品の価格決定システムや後発医薬品の使用促進策等、我が国の薬剤給付のあり方の検討に必要な調査項目について、文献調査を行うとともに、海外に調査団を派遣し、各国の薬局、薬剤師会、保険担当部門、医療機関、製薬団体等を訪問し、実地調査を行う。 政府決定等において、薬価制度上の革新的医薬品の適切な評価や後発医薬品の使用促進が重要課題として挙げられていることから、これらの施策の推進を図る必要があり、諸外国の医薬品に係る制度改革の実態・取り組みを把握し、我が国の今後の薬剤使用の一層の適正化に向けた価格システム、薬局・薬剤師の役割、その評価のあり方等の検討・考察を行うとともに、後発医薬品使用促進にかかる検討を的確に行うための基礎資料を収集することができる。	2021-厚労-20-0335
		8百万円	5百万円				
(31)	医療担当者指導費 (昭和25年度)	61百万円	47百万円	66百万円	5.6	以下により、診療報酬改定を円滑に行うとともに、医療指導を行う者に対し、その業務を支障なく行わせることに資する。 ・中央社会保険医療協議会に必要とする診療報酬改定関係等資料の印刷。 ・診療報酬改定関係業務に必要な書籍等を購入するための経費 ・診療報酬改定に際し、改定内容の周知徹底等の業務を行うことによる職員への旅費等。	2021-厚労-20-0334
		60百万円	22百万円				
(32)	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金 (①昭和37年度・②平成15年度)	47.4億円	48.3億円	48.4億円	5.6	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(①出産育児一時金補助金、②高額医療費共同事業補助金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0354
		47.4億円	48.3億円				
(33)	医療経済実態等調査費 (昭和42年度)	152百万円	60百万円	157百万円	5.6	医療機関等に関する以下の調査を実施することで、医療機関等における医薬経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することができる。 ・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査) ・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握するための調査(保険者調査) ・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査) ・柔道整復、はりきゅう、あん摩マッサージ、治療用器具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査)	2021-厚労-20-0343
		112百万円	11百万円				
(34)	薬価基準改正経費 (昭和51年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野51 ii】	8百万円	12百万円	14百万円	5.6	既収載医薬品(約1万4千品目)の薬価算定の基礎資料とするため、医政局経済課が過去3か年間に実施した薬価調査のデータ及び隔年で実施する薬価本調査のデータを用いる等により、全薬価基準収載医薬品について薬価調査結果の概要を整え、品目ごと、薬効群ごと等の薬価ベース取引金額、使用量の推移等が解析できるデータなど、必要なデータの集計・整理等を行う。 診療報酬改定に併せて「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の規定に基づき定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)」の改正を行うに際し、当該基準既収載品の薬価の算定を正確かつ精密に行うために必要なデータの集計・分析・整理を行うことができる。	2021-厚労-20-0340
		8百万円	9百万円				

(35)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	6百万円 3百万円	7百万円 1百万円	7百万円	1,2,5,6,7	①国民健康保険事業の発展に資する活動で、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、当該活動の前進、拡大を図る。 ②都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議の開催、研修や講演の実施等とおして、国民健康保険の適切な運用の在り方等を周知することにより、医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している	2021-厚労-20-0333
(36)	医療指導監査官の活動に要する経費 (昭和54年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野⑦(v)】	37百万円 23百万円	37百万円 12百万円	20百万円	5,6	・保険医療機関等を対象に、保険医療機関及び保険医療養担当規則等に定められている保険診療の取扱、診療報酬の請求について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図る。 ・医療指導監査官の指導監査に係る旅費、医療指導監査部門の職員が使用するマニュアル作成経費等。	2021-厚労-20-0344
(37)	衛生検査所検査料金調査費 (昭和56年度)	3百万円 1百万円	0百万円 0百万円	3百万円	5,6	「臨床検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の全ての衛生検査所を対象とし、保険診療に関する検査の有無、取り扱い検対数などについて、調査票によるアンケート調査を実施する。衛生検査所が実施する臨床検査料について、実態を調査し、診療報酬点数の評価を行い、もって診療報酬の適正化を図るための基礎資料を得ることができる。	2021-厚労-20-0346
(38)	健康保険組合指導等に必要経費 (昭和57年度)	1億円 9百万円	34百万円 10.5百万円	33百万円	3,6	①加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を分析、経営者に通知する健康スコアリングレポート事業の実施。 保険者と事業主における健康課題等の共有を促進し、コラボヘルス強化による取組の活性化のきっかけづくりを支援することにより、医療保険制度の安定的・効率的な運営に寄与している。 ②毎年度開催する健康保険組合及び社会保険資料報酬支払基金功績者大臣表彰に係る大臣表彰状の印刷、舞台設営の実施等。 大臣表彰を実施することにより、医療保険制度の事業運営の発展に寄与している。	2021-厚労-20-0332
(39)	顧問医師等の雇上げに要する経費 (昭和59年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野⑦(v)】	3.8百万円 3百万円	3.7百万円 0百万円	3.1百万円	5,6	顧問医師団会議を開催。保険医療機関等の指導・監査に際し、医療技術の進歩が著しい中、診療内容の当・不当の判断等について、医学的に高度かつ専門的な判断を求められる事例に対し、専門的見地から助言をお願いしている医療技術者等にご参集いただき、指導・監査に関し共通認識を持っていただくことができる。	2021-厚労-20-0341
(40)	歯科技工料調査費 (昭和62年度)	8百万円 3百万円	0百万円 0百万円	8百万円	5,6	歯科医療機関と歯科技工所を対象とし、歯科医療機関については、歯科技工所から納入された歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科技工所については、当該歯科技工料を納入面から調査する。 歯科医療機関については、1300力所(母集団約68,000力所)、歯科技工所については、1120力所(母集団約4,900力所)を無作為に抽出し、これらの調査客体に出納された歯科技工物についての歯科技工料を調査する。 歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることができる。	2021-厚労-20-0345
(41)	保険医療材料等の価格情報収集費 (平成6年度)	20百万円 0百万円	0百万円 0百万円	38百万円	5,6	海外調査については、英、米、独、仏、豪等の国における医療材料価格、これらの国の流通システム、薬事審査体制及び附帯的サービスの提供状況等について調査を実施し、質問票を各国政府及び調査対象機関に送付し、さらに、実地調査において、調査対象機関を訪問し、質問票に対する回答を得るとともに、ヒアリングを通して問題点を掘り下げるとともに、関係施設への実態調査等を行う。国内調査については、保険材料については、保険材料を納入している保険医療機関に対して、購入費用に関するアンケート調査を実施し、材料購入の状況に関する調査を実施する。保険医療材料の保険適用については、厚生(支)局や関係団体に通知する上で、膨大な量である保険適用希望書のデータ入力業務を実施する。 上記により外国における保険医療材料に関する保険償還価格や市場実勢価格等に関する情報及び医療材料の流通形態等に関する情報を収集し、日本との比較・分析を行うことができる。改定年度については、国内における手技毎の医療材料の費用についての調査も実施し、これらの調査結果をもとに、診療報酬改定の議論に資することを目的としている。さらに、保険医療材料の保険適用についてのデータ作成を実施し、地方厚生(支)局、関係団体等へ通知する。	2021-厚労-20-0342
(42)	保険診療の効率化に関する調査検討費 (平成10年度)	15百万円 11百万円	15百万円 12百万円	15百万円	5,6	・保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況の報告について、各地方厚生(支)局の事務所ごとに報告内容についての提出を受け、記載された入院基本料に関連した事項についての集計を行い、診療報酬改定を実施するに当たっての基礎資料とするために必要な情報についての出力を実施する。また、施設基準の届出医療機関に対する調査を実施する際の情報を得る。 ・また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行う。	2021-厚労-20-0347
(43)	診療報酬体系見直し後の評価に係る調査に必要な経費(「急性期の包括評価に係る調査に要する経費」及び「DPC制度の見直しに係る調査経費」) (平成15年度)	590百万円 578百万円	554百万円 553百万円	615百万円	5,6	本調査は、中央社会保険医療協議会の付託を受けた診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会の下、DPC制度導入による診療内容等の影響評価及び今後のDPC制度の継続的な見直しのために必要なデータを得るための調査を行うこと、また、診療報酬改定に向けた検討に際し、中央社会保険医療協議会や入院医療等の調査・評価分科会等の要請による資料作成などの調査関連補助業務を行うことなどを目的とする事業であり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	2021-厚労-20-0352
(44)	診療報酬体系見直し後の評価に係る調査に必要な経費(入院医療等の評価に関する調査研究) (平成16年度)	127百万円 90百万円	186百万円 69百万円	126百万円	5,6	一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、特定集中治療室管理料等の入院料の見直し等による影響の調査・検証及びそのあり方等についての検討を行うため、患者の状態像等を把握し、中央社会保険医療協議会等における議論や次期診療報酬改定の検討に資するデータを収集・分析することを目的とする事業であり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	2021-厚労-20-0353
(45)	診療報酬体系見直し後の評価に係る調査に必要な経費(診療報酬の見直しに係る意見募集に必要な経費、見直し後の診療報酬体系についての評価に係る調査及び先進医療に関する調査研究) (平成18年度)	95百万円 88百万円	78百万円 86百万円	123百万円	5,6	適切な診療報酬を設定することで、医療の質の向上と医療保険制度の持続性を両立させるために、以下の調査等を実施し、診療報酬改定の議論に資する資料を得る。 ・5～6項目の調査項目について調査票により調査を実施し、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 ・関係学会等から提出された医療技術の評価・再評価希望書について評価を行う(診療報酬改定年度のみ)。 ・厚生労働省ホームページを利用してパブリックコメントを実施し、広く国民の意見を募集する(診療報酬改定年度及び令和2年度以降改定は毎年度)。	2021-厚労-20-0351

(46)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	56億円	50億円	50億円	1,2,7,8	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康診査、医療費適正化及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0323
		56億円	50億円				
(47)	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 (平成20年度)	430億円	131億円	1億円	5,6	高齢者医療制度の円滑な実施を図るため、70歳から74歳の高齢者(誕生日が昭和19年4月1日までの者に限る)の医療費の自己負担を1割とするための費用及び低所得者の保険料を軽減するための費用を交付する。もって保険者等への交付を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0326
		430億円	130億円				
(48)	全国健康保険協会事務費負担金 (平成20年度)	65億円	65億円	65億円	6	以下により、全国健康保険協会の事務費の一部を国が負担することで、被保険者らの保険料負担を軽減し、安定的な保険財政に寄与する。 なお、全国健康保険協会においては、毎年前年の水準を下回ることを目標に事務費の削減を行っている。 ①全国健康保険協会の健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ②全国健康保険協会の船員保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ③退職手当引当金	2021-厚労-20-0328
		65億円	65億円				
(49)	後期高齢者医療企画指導費 (平成20年度)	39百万円	39百万円	39百万円	5,6	都道府県ブロック会議を開催するなど、後期高齢者医療制度に関わる都道府県及び後期高齢者医療広域連合への指導等を行うことを通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0331
		25百万円	19百万円				
(50)	再審査事件等処理システムに要する経費 (平成20年度)	15百万円	10百万円	10百万円	-	社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等)に関する処分の再審査請求等に係る裁判機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、すべての事件のデータ管理のため「再審査請求等事件管理システム」を構築するなど、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。	2021-厚労-20-0359
		94百万円	10百万円				
(51)	国民健康保険の財政対策に必要な経費 (平成20年度)	9百万円	8百万円	8百万円	5,6	① 各種補助金等の適正かつ効率的な交付決定を行うための「国民健康保険総合データベースシステム」にかかるシステム改修 ② 国民健康保険組合の所得状況等報告補助金等執行事務の効率化を図り、国民健康保険保険者への各種補助金等の適正かつ効率的な執行を確保すること等を通じて医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している。	2021-厚労-20-339
		12百万円	6百万円				
(52)	高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野2,5,6,7,17,18】	746億円	808億円	776億円	2,3,4,5,6	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0325
		741億円	756億円				
(53)	全国健康保険協会業績評価関係経費 (平成21年度)	0.5百万円	0.5百万円	0.5百万円	6	健康保険法第7条の30の規定に基づき、全国健康保険協会の行う健康保険事業等の事業年度ごとの業績について評価を行う。全国健康保険協会の事業における評価を適切に行うことで健康保険事業の適正化を図る。	2021-厚労-20-0350
		0.7百万円	0.7百万円				
(54)	特定健診・保健指導における医療費適正化効果検証事業 (平成27年度)	57百万円	55百万	63百万円	5,6	・特定健診・特定保健指導の医療費適正化効果の検証 ・保健事業環境調査及び特定保健指導の実施方法の検証 (※)約20万人を対象に5年間の経過分析を行い、特定保健指導の改善効果(腹囲2~3センチメートル減少、血圧等)が継続していることが確認された。 また、特定保健指導の実施者について、実施しなかった者と比較して、外来医療費で1年に6千円、3年で1.8万円の減少効果が確認された。	2021-厚労-20-0365
		33百万円	46百万円				
(55)	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 (平成28年度)	55.9億円	31.6億円	31.6億円	5,6	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の成立により、平成30年度以降、都道府県は当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険事務を行う。都道府県及び市町村が行う国民健康保険事務の効率的な執行等を支援するための標準的な電算処理システムの開発に要する経費を補助することにより、医療保険の安定的運営に寄与している。 ※平成30年度より、「国民健康保険制度関係業務事業費補助金」に名称が変更。	2021-厚労-20-0368
		35.5億円	26.5億円				
(56)	患者申出療養に関する経費 (平成28年度)	30百万円	17百万円	17百万円	5,6	患者申出療養評価会議等における審査運営業務等を支援するとともに、患者申出療養として認められた医療技術について、厚生労働省ホームページを通じた広報等に用いるデータベース等の作成等を行う。	2021-厚労-20-0369
		9百万円	8百万円				
(57)	療養費制度の見直し等に要する経費 (平成29年度)	49百万円	36百万円	52百万円	5,6	・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の審査業務の適正化、効率化及び申請内容のデータ化・分析精度向上を図ることを目的として、電子請求の導入に向けた事前調査等を実施する。 ・治療用装具について、既製品の適正な基準価格の設定のため、実勢価格の調査等を実施する。 ・その他、制度の見直しを行うために必要な調査を行うための費用を要求するものである。	2021-厚労-20-0371
		6百万円	10百万円				
(58)	高齢者医療特別負担調整交付金 (平成29年度)	100億円	100億円	100億円	5,6	高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入に伴い、被用者保険者の負担が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施するため、平成29年度から拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減することとしている。	2021-厚労-20-0372
		100億円	100億円				
(59)	かかりつけ歯科医機能のあり方に関する調査費 (平成30年度)	-	-	-	5,6	歯科医療機関を受診する患者の受診状況や患者像の実態を把握し、「かかりつけ歯科医機能」の適切な評価について検討するための基礎資料とするために調査を行う。	-
(60)	国民健康保険保険者努力支援交付金 (平成30年度)	91,162百万円	141,162百万円	141,162百万円	1,9	都道府県が行う国民健康保険法第75条の2第1項の「国民健康保険保険給付費等交付金」の交付等に必要となる費用の一部として、都道府県に対して交付金を交付する。もって、保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	2021-厚労-20-0374
		91,162百万円	131,060百万円				

(61)	審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議に必要な経費 (令和2年度)	-	3百万円	3百万円	-	審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議を運営するため必要な、諸謝金、委員等旅費、庁費を支払う。	2021-厚労-20-0377		
(62)	診療報酬等の一部の概算前払いに必要な借入利子等の補助に必要な経費 (令和2年度)	-	35億円	-	-	新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業縮小した医療機関等が独立行政法人医療福祉機構等からの融資を受けるまでの対策として、令和2年6月に審査支払機関から診療報酬等の一部概算払いが行われるよう、審査支払機関が市中銀行から必要な資金を借り入れた際の利子等について、国庫補助を行う。これにより医療機関等の経営を支援することにより、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けることができる。	2021-厚労-20-0379		
(63)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（医療保険） (令和2年度)	-	61,459百万円	-	-	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対して国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者が行った保険料(税)の減免の特例措置の実施による負担額を補助し、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業の円滑・適正な運営を確保する。	2021-厚労-20-0378		
(64)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（介護2号保険料分） (令和2年度)	-	5,171百万円	-	-	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対して国民健康保険の保険者が行った保険料(税)の減免の特例措置の実施による負担額を補助し、国民健康保険事業の円滑・適正な運営を確保する。	2021-厚労-20-1014		
施策の予算額(千円)		令和元年度		令和2年度		令和3年度		政策評価実施時期	令和3年度
		10,062,663,082		10,331,237,087		10,122,114,042			
施策の執行額(千円)		10,057,816,625		10,298,000,638					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		① 第204回国会における菅総理大臣施政方針演説			令和3年1月18日		五 少子化対策と社会保障の将来 (社会保障改革) 若者と高齢者で支え合い、若い世代の負担上昇を抑えることは、長年の課題であり、いよいよ待ったなしです。75歳以上の高齢者のうち、単身者の場合、年収200万円以上の方々の窓口負担割合を2割とし、急激な負担増とならないための経過措置を設けます。これにより、現役世代の保険料負担が720億円減ることになりました。		
② 第204回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明			令和3年3月5日		(全世代型社会保障制度への改革) 全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくため、全世代型社会保障検討会議において「全世代型社会保障改革の方針」が取りまとめられ、昨年末に閣議決定されました。この方針に沿って、不妊治療の保険適用、・・・に取り組むとともに、後期高齢者の医療日の窓口負担割合の見直し等の医療制度改革を進めるため、関連法案を今国会に提出しました。				